

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県教育委員会は、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県教育委員会

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援学校へ就学している幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための必要な経費を援助する事業で、調書等受付事務、支弁段階決定事務、支給事務、報告事務を行う。特定個人情報ファイルは、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務に使用している。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 38の項 ・番号法別表主務省令で定める事務を定める命令第22条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【提供側】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項</p> <p>【照会側】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県教育委員会事務局特別支援教育課 〒780-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL087-832-3756 FAX087-806-0232
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県教育委員会事務局特別支援教育課 〒780-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL087-832-3756 FAX087-806-0232
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> [十分に行っている] <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> [十分である] <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月19日	I-3 個人番号の利用	番号法条例(予定)	【削除】	事後	
平成28年5月19日	I-4-②法令上の根拠	番号法条例(予定)	【削除】	事後	
平成28年5月19日	II-1 対象人数	平成27年2月16日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年5月19日	II-2 取扱者数	平成27年2月16日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	松木 聡司	廣瀬 尚子	事後	
平成30年8月22日	II-1 対象人数	平成28年3月31日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年8月22日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年8月22日	I-5-② 所属長の役職名	廣瀬 尚子	課長	事後	
平成31年2月28日	II-1 対象人数	平成30年7月1日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月28日	II-2 取扱者数	平成30年7月1日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年5月15日	II-1 対象人数	平成31年1月31日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年5月15日	II-2 取扱者数	平成31年1月31日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和3年9月28日	I-4-②法令上の根拠	【提供側】【照会側】番号法第19条第7号	【提供側】【照会側】番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による
令和3年9月28日	II-1 対象人数	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年9月28日	II-2 取扱者数	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和6年12月19日	I-3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番26 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	・番号法第9条第1項 別表 38の項 ・番号法別表主務省令で定める事務を定める命令第22条	事後	番号法の改正による
令和6年12月19日	I-4-②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番26、87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ノ、同条第2号から第5号まで、同法第44条第1号ノ及び同条第2号から第5号まで 【照会側】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号	【提供側】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項 【照会側】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項	事後	番号法の改正による
令和6年12月19日	II-1 対象人数	令和3年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年12月19日	II-2 取扱者数	令和3年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年12月19日	IV リスク対策 8. 手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	IV リスク対策に記載のとおり	事後	